

生活のしおり



はじめに

北海道中札内高等養護学校幕別分校は、卒業後の自立した生活を目指す学校です。みなさんは就労を目指し、働く力はもちろんのこと、周りの人とのコミュニケーション力、ルールを守る態度、身辺処理能力の向上など、社会で生活していくために必要な、多くの力を身につけるために入学してきたと思います。

学校にはいろいろなきまりがあります。社会で自立した生活を送る準備段階として、しっかりときまりを守って生活してください。

校訓

自立 ～ 十勝で働き、十勝で暮らす人間

共生 ～ 共に生き、共に育つ人間

克己 ～ 自らを律し、豊かな思いやりのある人間

実現 ～ 自らの夢や希望を実現する人間

校章・スクールカラー



星、シバザクラ、年輪のデザインを重ね、高校生の「高」を配置しました。

星は、十勝の澄んだ空に輝く星をイメージし、十勝できらきらと輝きながら、生き生きと働く姿を表します。また、北海道の「北」を図案化しています。

シバザクラは、幕別町の町花とされ、幕別町で学び、優しさと未来に向かって凛と花開く生徒の姿をイメージしています。

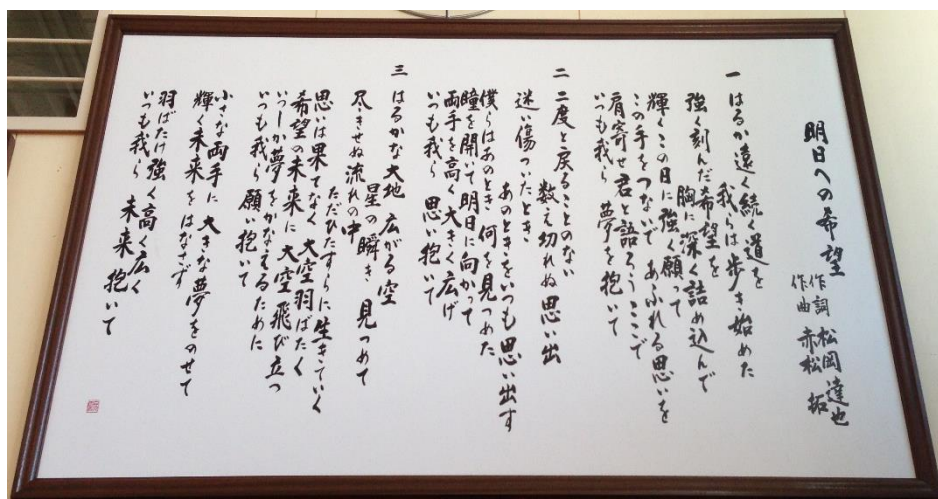
年輪は、1年に1つずつ増え、生きたあかしを表します。これまで育ってきた自分を基盤に、高校生活3年分の年輪を積み重ね、さらなる成長を果たすことを表します。また、幕別高校をはじめ、地域の人たちとの密接なつながり、人の輪・和を表し、共生社会とインクルーシブの理念をアピールしています。



「縹(はなだ)色」は、日本に伝統的に伝わる色彩の一つで、藍の染料だけで染めた純粋な青です。本来、

ツクサを染料とし、ツクサは「尊敬」の花言葉を持ちます。自他を尊敬する姿勢と純粋な心、色あせることない揺るぎない力、水の惑星地球の海のような雄大さ、困難なことにも立ち向かうたくましい姿を象徴する色として、スクールカラーに定めます。(平成25年4月1日制定)

校歌



1 身だしなみに関すること

(1) 制服等について

	せいそう 正装	りやくそう 略装 きかん 期間: 6月1日より9月30日まで
ア Aタイプ (スラックス)	してい こうしょう 指定ブレザー (校章 バッジ) してい 指定スラックス しろ む じ かくえり 白無地の角襟ワイシャツ してい 指定ネクタイ くろ む じ 黒のベルト (無地) してい およ にんい 指定セーター及びベスト (任意)	してい 指定スラックス しろ む じ かくえり 白無地の角襟ワイシャツ くろ む じ 黒のベルト (無地) してい にんい 指定ベスト (任意)
イ Bタイプ (スカート)	してい こうしょう 指定ブレザー (校章 バッジ) してい 指定スカート しろ む じ かくえり 白無地の角襟ワイシャツ してい 指定リボン くろ こん ハイソックス (黒・紺・グ しろ む じ レー・白) または黒タイツ、スト ッキング してい およ にんい 指定セーター及びベスト (任意)	してい 指定スカート しろ む じ かくえり 白無地の角襟ワイシャツ くろ こん ハイソックス (黒・紺・グ しろ レー・白) してい にんい 指定ベスト (任意)

※ワイシャツの下は、肌着または白無地のTシャツを着用しワイシャツから、肌や下着が透けないようにする。

※略装期間中のネクタイ・リボンは、訪問や面接などで必要な場合は、着用する。

※略装期間中、寒いときに着る上着は、ブレザーとする。

※半袖の白ポロシャツ (白一色のみ) の着用は略装時のみ許可する。

ポロシャツの裾は指定スラックス、指定スカートの中に入れることとする。

ウ 指定ジャージ

体育～指定ジャージ及び指定のTシャツを着用する。

トレーニング～指定ジャージを着用する。Tシャツは指定Tシャツまたは前面・背面に大きな柄のないものとする。

エ 防寒着等

着用する場合は、指定ブレザーの上に着用する。室内では着用しない。
(授業中に寒い場合は、教科担当の先生に申し出て着用する。なお、朝から着たい場合は、担任に申し出る。)

指定セーター・指定ベストを着用する場合は、指定ブレザーの中に着用する。

オ スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。

カ 登下校については制服を着用する。

キ 止むを得ない事由で上記外の服装となる場合は、担任に申し出て、許可を得る。なお、その場合は指定ジャージを着用する。

ク 上記の規定に反する場合は、再登校等の処置を含めた指導に従う。

ケ ネクタイなどを紛失し、見つからない場合には購入する。

(2) 頭髪等について

ア いつも清潔感や相手からの印象が良い服装や髪型など、身だしなみに気を配って生活をする。

イ 下記に記載の(ア)～(ウ)の規定に反さないようにする。ただし、理由がある場合は、担任に申し出る。

(ア) 頭髪

着色、脱色、パーマ、過度な変形(ワックス、スプレーなど)、スキンヘッド、モヒカン、そり込み、エクステ(付け毛)などの奇抜な頭髪はしない。

(イ) アクセサリー

カラーコンタクト、サングラス、ピアス、指輪、ネックレスなどを身に付けない。

(ウ) 化粧

化粧をしない。(付けまつ毛、色や光沢、アイプチなど)
香水をつけない。

ウ 上記の規定に反する場合は、一時預かりや再登校処置を含めた指導に従う。

エ 休日に関しては、元に戻せることであれば良しとする。

(例：髪にブリーチをかけると色が抜けるため、元に戻せない。 など)

2 日課やきまりについて

- (1) 学校のきまりを理解し、しっかりと守る。
- (2) 毎日の日課を守り、自主的に行動する。
- (3) 休み時間中にトイレや着替えなどをすませて、授業の準備をする。
- (4) 衣服はハンガーにかけ、ロッカーの整理整頓を心がける。
汗で汚れたタオルやTシャツ、ジャージなどは、その日のうちに持ち帰る。
Tシャツはトレーニング用、作業用、体育（指定のTシャツ）をそれぞれ用意する。
- (5) いつも清潔な作業服を着用する。週末は、洗濯のために必ず持ち帰る。
汚れたときはすぐに持ち帰り、洗濯して常に清潔を心がける。
- (6) 衣服の持ち運びは、洗濯用袋や着替え用袋にたたんで入れ、持ち運ぶ。
- (7) 授業に遅れないように教室に入る。
- (8) 授業中の水分補給は、水、お茶(糖分なし)、スポーツ飲料とする。
- (9) 給食の配膳を行う場合は、手洗い・消毒をし、清潔なエプロン、三角巾、マスクを着用する。
- (10) 一日作業や労働週間などで作業学習が続く場合は、ジャージまたは制服に着替えてから配膳する。
- (11) 作業服で給食を食べるときには、エプロンを着用する。
- (12) 決められた下校時間を守り、残るときは先生の許可を得てからにする。
- (13) 年度当初に届けた登下校方法が変更になる場合は、担任に必ず連絡する。
- (14) 電動キックボードでの登下校は禁止とする。

3 仲間を大切にすることについて

(1) 友達とのつきあい方

- ア 友達のいやがること、乱暴な言葉遣いや悪口・暴力などは、絶対に行わない。
- イ 困り事や悩み事は、一人で抱え込まず、友達や先生に相談して解決する。

(2) 交際^{こうさい}について

- ア 正しい^{ただ}交際^{こうさい}は、お互い^{たが}の人格^{じんかく}を高め合う^{たか}のに大変^あよいことだが、交際^{こうさい}の仕方^{しかた}によっては、思わぬ^{おも}失敗^{しっぱい}をしてしまうことがあるため、秘密^{ひみつ}にせず、友達^{ともだち}や先生方^{せんせい}にも相談^{そうだん}する。
- イ 交際^{こうさい}は、相手^{あいて}の気持ち^{きもち}を大切に^{たいせつ}し、節度^{せつど}をわきまえた行動^{こうどう}をする。

4 持ち物^{もちもの}について

- (1) 刃物^{はもの}などの危険^{きけん}な物や学^{もの}習^{がくしゅう}に必要な^{ひつよう}のものは持つてこない。
- (2) 財布^{さいふ}や携帯^{けいたい}、療^{りょう}育^{いく}手帳^{てちょう}などの貴重品^{きちょうひん}はロッカーに入れ、鍵^いをかける。鍵^{かぎ}は責任^{せきにん}を持つて自己^も管理^{かんり}する。鍵^{かぎ}を紛失^{ふんしつ}し、見つからない場合^みは自己^{ばあい}負担^{じこふたん}となる。
- (3) 学校^{がっこう}や学^{がっ}級^{きゅう}でみんなが使う物^{つかもの}は大切に^{たいせつ}し、こわれた物^{もの}を見つけた時^{みとき}は、すぐに先生^{せんせい}に伝える^{つた}。
- (4) 物^{もの}を落^おしたり、落^おとし物^{もの}を見つけた時^{みとき}は、すぐに先生^{せんせい}に伝える^{つた}。

5 金銭^{きんせん}の扱^{あつか}いについて

- (1) トラブル^{げんいん}の原因^{げんいん}になるため、必要^{ひつよう}以上の金銭^{きんせん}は所持^{しよじ}しない。
- (2) お金^{かね}の貸^かし借^かりはしない。(電子^{でんし}マネー^{など}等^{ふく}も含む)
- (3) 物^{もの}の貸^かし借^かり、交換^{こうかん}、あげたり、もらったりはしない。

6 服薬^{ふくやく}について

- (1) 毎日^{まいにち}、服薬^{ふくやく}が必要な人^{ひつよう}は4月^{ひと}に担任^{がっ}に報告^{たん}する。また、薬^ほが変^{くすり}わったとき^かも同様^{どうよう}に報告^{ほうこく}する。
- (2) 風邪^{かぜ}などで短期間^{たんきかん}、服薬^{ふくやく}する人^{ふくやく}は必^{ひつ}ず担任^{たん}に連絡^{れんらく}し、忘れ^{わす}ずに服薬^{ふくやく}する。
- (3) 薬^{くすり}は自分^{じぶん}で管理^{かんり}し、冷蔵庫^{れいぞうこ}での管理^{かんり}が必要な人^{ひつよう}は保健室^{ひと}の先生^{ほけんしつ}にお願い^{せんせい}する^{ねが}。

7 届出について

(1) 「欠席・遅刻・早退届 (様式1)」

ア 事前に欠席・遅刻・早退がわかっている場合は、担任に提出する。

イ 当日、遅刻・欠席する場合は、学校に電話連絡する。

(2) 「登下校変更届」

ア 放課後活動等で登下校の時間が変更になる場合は、事前に担任に提出する。

8 校外での過ごし方について

(1) 外出するときは、必ず「だれと、どこへ、何をしに、何時までに帰る」をはっきりと保護者に伝える。

(2) 外泊は禁止する。ただし、保護者が一緒の場合は認める。

(3) 外出時間は午後11時までとするが、家庭の門限が早ければ家庭の門限を優先する。アルバイトがある場合は、家に着く時間が午後11時を過ぎないようにする。

(4) 保護者が運転する車以外への同乗をしない。

(5) 事故にあったときは、すぐに学校に連絡をする。

9 携帯電話の利用について

(1) 携帯電話使用における一般的なマナー（公共交通機関での使用の禁止等）を厳守する。

(2) 歩行中に携帯電話を使用しない。

(3) 学校生活に影響が出るほど、夜遅くまで使用しない。

(4) 誹謗中傷（人の悪口や暴力的な言葉、相手を傷つける言葉）や嘘などをメールやブログ、SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook、Instagramなど）に書き込まない。

(5) 他の人の写真、名前、住所、メールアドレス、学校名などの個人情報インターネット上に許可なく勝手に書き込まない。

(6) 人の個人情報（電話番号やメールアドレス、LINEなど）を勝手に教えない。（校舎内及び学校敷地内も含む。）

10 た きてい べっしさんしょう その他の規定（別紙参 照）

- (1) ちょうかいとう きてい 懲戒等の規定
- (2) けいたい でんわ しよじ きてい 携帯電話の所持規定
- (3) じてんしゃ つうがくおよ つうきん かん きてい 自転車通学及び通勤に関する規定
- (4) どうこうかい ぶかつどう きてい 同好会・部活動規定
- (5) アルバイト アルバイト規定
- (6) じてんしゃ がっこう つうがく きてい 自動車学校通学規定

11 こうそく かいせい およ がっこう ようぼう 校則の改正、及び学校への要望について

- (1) がっこう ようぼう こうそく かん いけんおよ ぎけつ せいとそうかい おこな 学校への要望や校則に関する意見及び議決は、生徒総会で行 う。
- (2) ほんこうそく かいせいとう せいとそうかいしゅつせきしゃ ぶん いじょう さんせい え 本校則の改正等は、生徒総会出席 者の3分の2以上の賛成を得なければ
ならない。
- (3) かけつ かいせいあんとう がっこうちょう しょうにん え こうりよく はっ 可決された改正案等は、学校 長の承認を得てから、その効 力を発する。

こうそく はんせい 校則の反省	ぜん き めやすばこ せっち こうきせいとそうかい ぎけつ 前期に目安箱を設置し、後期生徒総会で議決する。
がっこう ようぼう 学校への要望	ぜん き せいとそうかい いけん だ ないよう せいさ 前期生徒総会で意見を出し、内容を精査していく。

(平成 25 年 4 月 1 日制定)
 (平成 30 年 4 月 1 日改訂)
 (平成 31 年 4 月 1 日改訂)
 (令和 3 年 4 月 1 日改訂)
 (令和 4 年 4 月 1 日改訂)
 (令和 6 年 4 月 1 日改訂)

施設・設備の利用について

1 施設、設備の利用心得

- (1) 室内（教室、職員室、事務室、準備室等）では、コート類を脱ぐ。
- (2) 教室、ホール以外での飲食や立ち歩きの飲食は禁止とする。
- (3) 利用後の片付け、清掃を怠らず、校内美化に努める。
- (4) 施設、備品の破損があった場合は、速やかに担任に申し出る。
- (5) 自動販売機は休み時間と放課後のみ使用できる。飲み歩きは禁止とする。
教室で飲み、ゴミは適切に処理する。

2 職員室・事務室などへの出入り

- (1) 職員室・事務室では、先生方が仕事や大事な話をしているため、静かにする。
- (2) 会議中は入室を控える。
- (3) 入室の際は必ずコート類を廊下で脱ぎ、かばん類は、入口の机に置く。
- (4) 聞こえるようにノックをし、入り口で「失礼します」と言ってから用事のある先生の所に行き、礼をして用件を話す。用事のある先生が見つからないときは、黙って退室せず、近くにいる先生に聞くなど、何をしに来たのかわかるようにする。
- (5) 職員室にあるものを勝手に触ったり、先生方の引き出しを勝手に開けたりしてはいけない。先生に頼まれて職員室に物などを取りに来たときは、近くの先生に事情を説明して立ち会ってもらう。
- (6) 用事が終わったら出口で「失礼しました」と言って礼をしてから出る。

3 体育館の利用

- (1) 利用時間、用具の扱い方、危険な行為をしないなどの体育館のルールを守り、安全に気をつけて利用する。用具がこわれたときなどは必ず先生に報告する。
- (2) 体育館で給水するときは、廊下または水飲み場とする。（特例として、行事で許可する場合あり。）

4 保健室の利用

- (1) 保健室は、病気やけがをした時や身体測定をしたい時、健康や安全について学習したい時、保健室の先生に相談がある時に使用する。
- (2) 保健室では、大事な話や、友達が静養しているときがあるため、必ずノックをしてから入り、他の人の迷惑にならないように静かにする。
- (3) 保健室に先生がいないときは、職員室の先生に話をして、先生の指示に従う。

5 更衣室の使い方

- (1) 更衣室で着替える。
- (2) 更衣室はみんなで使うため、スペースを使い過ぎたり、大きな声で話したり、ふざけあったりして、まわりの人に迷惑をかけないように、マナーを守って使用する。
- (3) 戸の開け閉めは、廊下から見えないように気をつけ、着替え中は入口のカーテンを閉める。
- (4) 最後に出る人は、窓を閉めて換気扇を止め、電気を消して戸をきちんと閉める。

6 下駄箱等の使い方

- (1) 玄関の靴箱は上段に上靴、下段に外靴を入れる。
- (2) 土足は厳禁。
- (3) 傘は所定の場所に入れ、忘れずに持ち帰る。

7 トイレの使用

- (1) トイレの個室に入るときは必ずノックをしてから入り、中から鍵をかけて使う。
- (2) トイレの汚れや、つまりなどに気がいたら、すぐに先生に連絡する。